

個人型確定拠出年金  
Plan Guide

個人型確定拠出年金

# プランガイド

個人型確定拠出年金 プランガイド

## セカンドライフについて 思い描いたことがありますか？

人生100年時代といわれている今、  
充実したセカンドライフを過ごせるかどうかは、  
あなた自身がどんな準備をするかにより、大きく変わります。

セカンドライフのことを考えてみましょう。

# Index.

## I. 制度編

1. セカンドライフの生活設計と確定拠出年金の位置づけ	4
2. 確定拠出年金の概要	8
3. 確定拠出年金の特徴	10
4. 確定拠出年金の給付	14
5. 確定拠出年金運営のしくみと各機関の役割	16

## II. 運用編

1. リターンとリスクについて	20
2. リスクをコントロールする方法	22
3. 運用のポイントと運用方法の決め方	26
4. 運用の見直し	28

## III. 商品編

1. 運用商品のカテゴリーマップ	32
2. 元本確保型の商品	33
定期預金	33
積立傷害保険	34
利率保証年金保険	35
3. 元本確保型でない商品	36
投資信託	36

## 補足資料

1. 用語集	42
2. 確定拠出年金における行為準則	46

※本資料は、特段の記載がない限り、2024年12月に適用される法令等に基づいて作成しています。

# I. 制度編

確定拠出年金のしくみと制度の特徴について見ていきましょう。

1. セカンドライフの生活設計と確定拠出年金の位置づけ	4
2. 確定拠出年金の概要	8
3. 確定拠出年金の特徴	10
4. 確定拠出年金の給付	14
5. 確定拠出年金運営のしくみと各機関の役割	16

1.

## セカンドライフの生活設計

- ▶ セカンドライフにおいて収入の基礎部分となるのは国から支給される「公的年金」です。  
しかし、人々が考える老後の「ゆとりある生活」を送るためには、それだけでは不足額が生じます。  
思い描くセカンドライフは人それぞれですが、国の年金に頼るだけでなく、自分自身で何らかの準備を行うことが必要になっています。

図1 セカンドライフの収支  
(夫が厚生年金に45年加入、妻が専業主婦の世帯)



## ご参考 公的年金について

社員の公的年金は、「国民年金(基礎年金)」に加え、「厚生年金」にも加入するしくみです。

### 老齢厚生年金の受給開始年齢引き上げ

厚生年金から支給される老齢厚生年金のうち、従来60歳から支給されていた「特別支給の老齢厚生年金」は、受給開始年齢が引き上げられています。男性の場合、昭和36年(女性は昭和41年)4月2日以降生まれの方は原則65歳に到達するまで老齢厚生年金は受給することができません。この結果、60歳から受給開始まで「空白期間」ができることになります。(図2参照)

### 少子高齢化により公的年金の財政は厳しい状況

「世代間扶養」のもと運営される公的年金は、2008年では現役世代約3人で1人の年金受給者を支えていましたが、このまま少子高齢化が進むと2025年には現役世代約2人で1人の年金受給者を支えなければならないと予測されています。

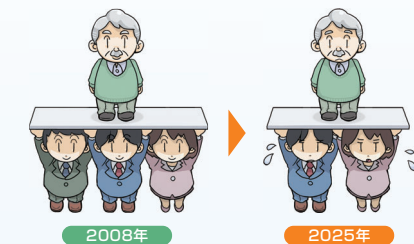


図2 生年月日に応じた公的年金受給開始年齢

生年月日		受給開始年齢					
男性	女性	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
昭和16年4月1日以前	昭和21年4月1日以前	特別支給の老齢厚生年金		報酬比例部分	定額部分	老齢厚生年金	老齢基礎年金
昭和16年4月2日 ~昭和18年4月1日	昭和21年4月2日 ~昭和23年4月1日	特別支給の老齢厚生年金		報酬比例部分	定額部分	老齢厚生年金	老齢基礎年金
昭和18年4月2日 ~昭和20年4月1日	昭和23年4月2日 ~昭和25年4月1日	特別支給の老齢厚生年金		報酬比例部分	定額部分	老齢厚生年金	老齢基礎年金
昭和20年4月2日 ~昭和22年4月1日	昭和25年4月2日 ~昭和27年4月1日	特別支給の老齢厚生年金		報酬比例部分	定額部分	老齢厚生年金	老齢基礎年金
昭和22年4月2日 ~昭和24年4月1日	昭和27年4月2日 ~昭和29年4月1日	特別支給の老齢厚生年金		報酬比例部分	定額部分	老齢厚生年金	老齢基礎年金
昭和24年4月2日 ~昭和28年4月1日	昭和29年4月2日 ~昭和33年4月1日	特別支給の老齢厚生年金		報酬比例部分	定額部分	老齢厚生年金	老齢基礎年金
昭和28年4月2日 ~昭和30年4月1日	昭和33年4月2日 ~昭和35年4月1日	特別支給の老齢厚生年金		報酬比例部分	定額部分	老齢厚生年金	老齢基礎年金
昭和30年4月2日 ~昭和32年4月1日	昭和35年4月2日 ~昭和37年4月1日	特別支給の老齢厚生年金		報酬比例部分	定額部分	老齢厚生年金	老齢基礎年金
昭和32年4月2日 ~昭和34年4月1日	昭和37年4月2日 ~昭和39年4月1日	特別支給の老齢厚生年金		報酬比例部分	定額部分	老齢厚生年金	老齢基礎年金
昭和34年4月2日 ~昭和36年4月1日	昭和39年4月2日 ~昭和41年4月1日	特別支給の老齢厚生年金		報酬比例部分	定額部分	老齢厚生年金	老齢基礎年金
昭和36年4月2日以降	昭和41年4月2日以降	空白期間(5年)					

ポイント

公的年金の「空白期間」を補うためにも、計画的な貯蓄、資産運用や確定拠出年金制度の活用など自ら努力し、セカンドライフに向けた準備が必要です。また今後の公的年金の動向にも目が離せません。

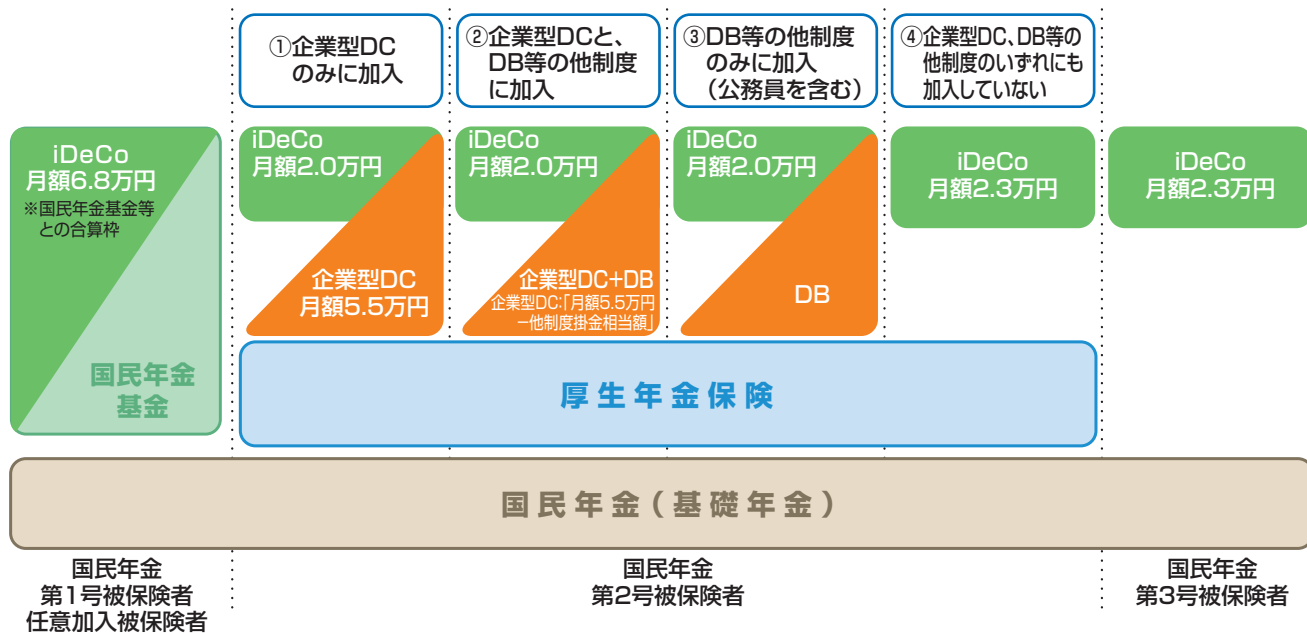
## 2. 確定拠出年金の位置づけ

▶ 日本の年金制度は、大きく3つの柱から構成されます。

1. 国が運営する「公的年金」
2. 企業が運営する「企業年金」
3. 自分で準備する貯蓄や資産運用などの「自助努力」

確定拠出年金は  
老後の資金準備のために大きな役割を担う  
加入者が主役の新たな年金制度です。

図3 日本の年金制度と確定拠出年金(DC)掛金拠出限度額



※1 企業型DCの拠出限度額は、月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額となります。他制度掛金相当額とは、DB等の他制度ごとに、その掛金水準を企業型DCと比較可能な形で評価したもので、複数の他制度に加入している場合は、その合計となります。他制度には、DBのほか、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含みます。なお、2024年12月の法改正以降も経過措置により、引き続き従前の拠出限度額を適用する企業もあります。詳細についてはお勤め先にてご確認ください。

※2 加入者掛金を導入している企業で法改正後の拠出限度額が適用される場合、企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が拠出限度額（月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額）の範囲内で、加入者掛金の拠出が可能です。加入者掛金がiDeCo加入かを加入者ごとに選択することができます。

※3 企業年金の加入者は、iDeCoにおいては最大月額2.0万円、かつ、拠出限度額（月額5.5万円から企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額を控除した額）の範囲内で拠出が可能です。

2024年12月現在

用語解説

拠出限度額

確定拠出年金で拠出できる掛金の上限額のこと。加入する確定拠出年金のタイプや他の企業年金制度の有無などによってそれぞれ上限額が決まります。

### 確定拠出年金のタイプ

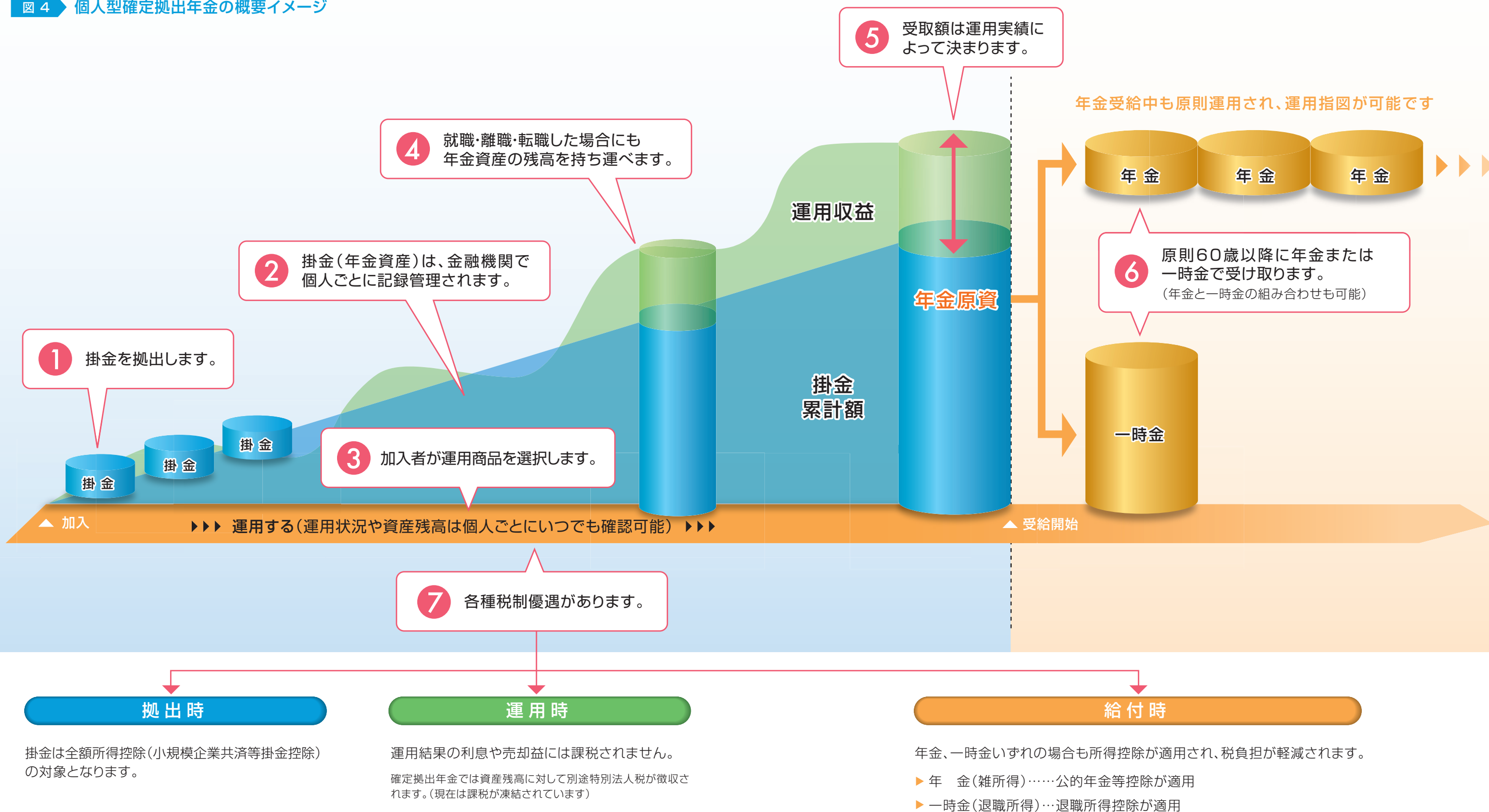
確定拠出年金には「個人型」と「企業型」という2つのタイプがあります。

皆さんは「個人型」の加入となります。

	個人型確定拠出年金	企業型確定拠出年金
対象者	国民年金被保険者であれば加入可能です。国民年金被保険者の立場により条件が異なります。 【第1号被保険者】60歳未満 【第2号被保険者※】65歳未満 【第3号被保険者】60歳未満 【任意加入被保険者】保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入可能（原則65歳未満） ※企業型確定拠出年金の事業主掛金が各月拠出となっている必要があります。 ※加入者掛金を導入している企業の企業型確定拠出年金加入者は、加入者掛金を利用するか個人型確定拠出年金に加入するかをご自身で選択できます。	企業型確定拠出年金を実施する企業に雇用される原則70歳未満の従業員 ※企業型年金規約により70歳未満の年齢が定められている場合があります。
加入	国民年金基金連合会に申し出ることで加入者となる	企業型年金規約の定めに基づき企業型確定拠出年金の加入者となる
拠出	掛金は毎月または年1回以上任意に決めた月にまとめて拠出（年単位拠出）することが可能（1カ月の掛金額は5,000円以上1,000円単位で、年1回変更可能です） 【年単位拠出の留意点】 事前に年間の拠出計画を届出する必要があります。拠出限度額は前年12月分～11月分を1年とし、翌年には繰り越せません。また、経過した月の分しか納付できません（前納はできません）。掛金は原則前年12月～11月につき1回のみ変更できます。	規約に基づき、企業が掛金を拠出（規約に定めがある場合に限り、企業の拠出に加えて掛金を拠出することができます）
運用	加入者自身が運用指図	
給付	給付の種類は「老齢給付金」「障害給付金」「死亡一時金」の3種類	

※個人型確定拠出年金を裁定し、老齢給付金を受給している者、または公的年金を受給している者は、個人型確定拠出年金への再度の加入はできません。なお、その場合であっても企業型DCへの加入は可能です。

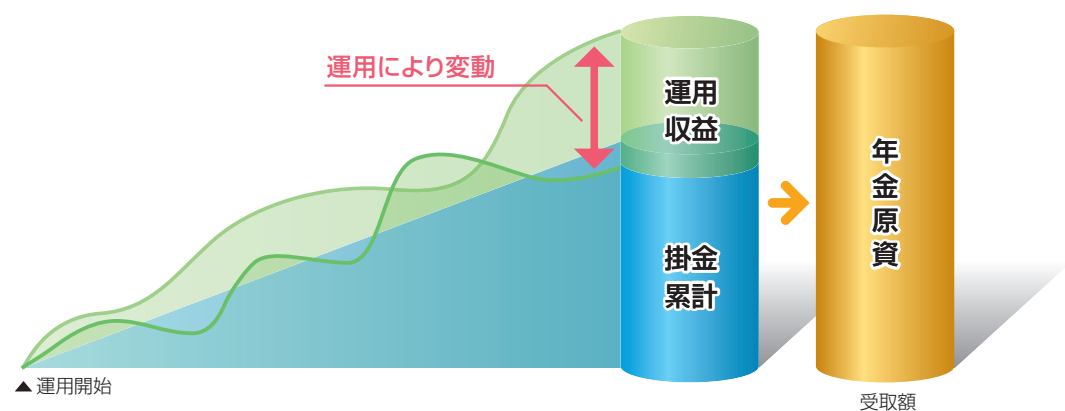
図4 個人型確定拠出年金の概要イメージ



# 1. 運用結果により将来の受取額が異なります

▶ 確定拠出年金では個人ごとに運用の方法を選択することができます。将来の受取額(年金原資)は運用結果により変わります。

図5 運用による受取額の変動イメージ

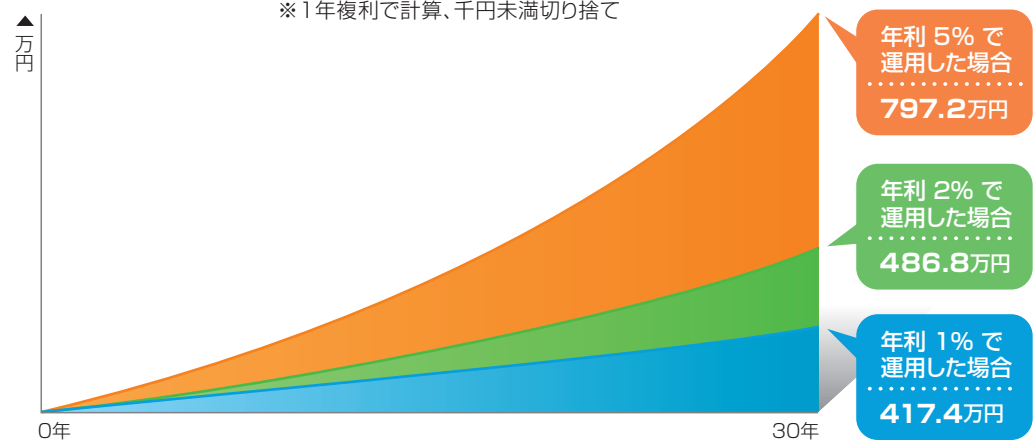


**ポイント** 運用の方法は、加入者である皆さん自身の判断に基づいて選択します。

図6 運用利回りの差が将来の受取額に与える影響

【毎月1万円を運用しながら30年間積み立てた場合】

※1年複利で計算、千円未満切り捨て



**ポイント** 長期運用においてはわずかな利回りの差でも「利息が利息を生む」複利効果によって将来の受取額に大きな差がつかます。

# 2. 税制の優遇措置があります

## 1 拠出時 → 掛金は所得控除の対象

支払う掛金は全額所得控除(小規模企業共済等掛金控除)の対象になり、所得税・住民税が軽減されます。

## 2 運用時 → 運用益は非課税

なお確定拠出年金では資産残高に対して別途特別法人税が徴収されます。(現在は課税が凍結されています)

運用益に対する税金は課されませんので、一般の貯蓄などに比べて有利に運用することができます。

図7 運用益非課税の効果 【毎月1万円を年利3%で30年間積み立てた場合】

※1年複利で計算  
※事務費などは考慮していません  
※課税ありは税率20%で計算



## 3 給付時 → 各種所得控除の対象

「公的年金等控除」「退職所得控除」といった税制優遇があり、税負担が軽減されます。

**年金受給の場合** … 公的年金等控除

老齢給付金を年金で受け取る場合は雑所得として扱われますが、公的年金と同様に収入金額から控除額を差し引くことが認められています。公的年金等控除額は、年齢および公的年金などの収入金額に応じて計算されます。

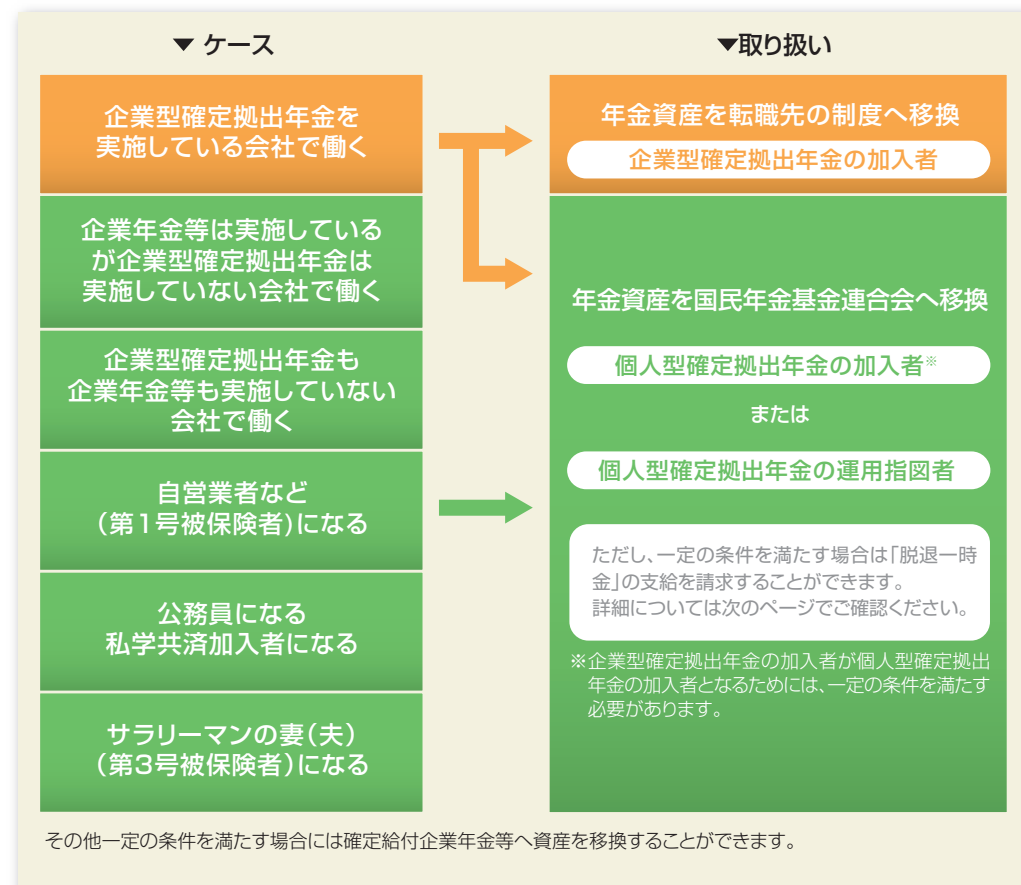
**一時金受給の場合** … 退職所得控除

老齢給付金を一時金で受け取る場合は退職所得として扱われます。その年に支給された退職手当などの合計額から退職所得控除額を控除した残額の1/2に相当する額が退職所得として課税されます。

# 3. 年金資産を持ち運べます

- ▶ 就職や離職、転職の際には、これまでの年金資産を移換して引き続き運用していきます。このことをポータビリティといいます。  
(就職や離職、転職をしても原則として60歳まで年金資産を引き出すことができません)

図8 就職・離職・転職した場合の取り扱い



**ポイント** 「企業型確定拠出年金」と「個人型確定拠出年金」の「加入者」の相違は、企業型確定拠出年金の掛金は会社が拠出するのに対して、個人型確定拠出年金の掛金は個人が拠出する点です。

**用語解説**

<b>加入者</b> 掛金の拠出があつて掛金および個人別管理資産残高に対して運用の指図を行う者のことをいいます。	⋮	<b>運用指図者</b> 掛金の拠出がなく個人別管理資産残高に対して運用の指図のみ行う者のことをいいます。
---	---	--

## 脱退一時金について

一定の条件を満たしている場合に限り、脱退一時金を請求することができます。

- (1) 60歳未満であること
- (2) 企業型DCの加入者でないこと
- (3) iDeCoに加入できないものであること
- (4) 日本国籍を有する海外居住者(20歳以上60歳未満)でないこと
- (5) 障害給付金の受給権者でないこと
- (6) 企業型DCの加入者及びiDeCoの加入者として掛金を拠出した期間が5年以内であること、または個人別管理資産の額が25万円以下であること
- (7) 最後に企業型DC又はiDeCoの資格を喪失してから2年以内であること

※上記(1)～(7)のいずれにも該当する必要があります。  
 ※上記(3)の「iDeCoに加入できないもの」とは以下の方になります。  
 ・国民年金第1号被保険者であつて、保険料の免除を申請している、または、生活保護法による生活扶助を受給していることにより国民年金保険料の納付を免除されている方  
 ・日本国籍を有しない海外居住の方  
 ・DB等の他制度に加入するもの(企業型DCに加入するものを除く。)であつて、5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額がiDeCoの掛金の最低額を下回る方

## 個人型確定拠出年金の手数料について

個人型確定拠出年金の加入時や移換時には、国民年金基金連合会が個人別勘定を開設するために必要な手数料が初回の掛金または移換された資産からそれぞれ徴収されます。

加入者となつてからは、国民年金基金連合会の他、運営管理機関や事務委託先金融機関の口座の管理等に係る手数料が掛金から徴収されます。運用指図者や年金受給者についても、資産残高や給付金から手数料が徴収されます。

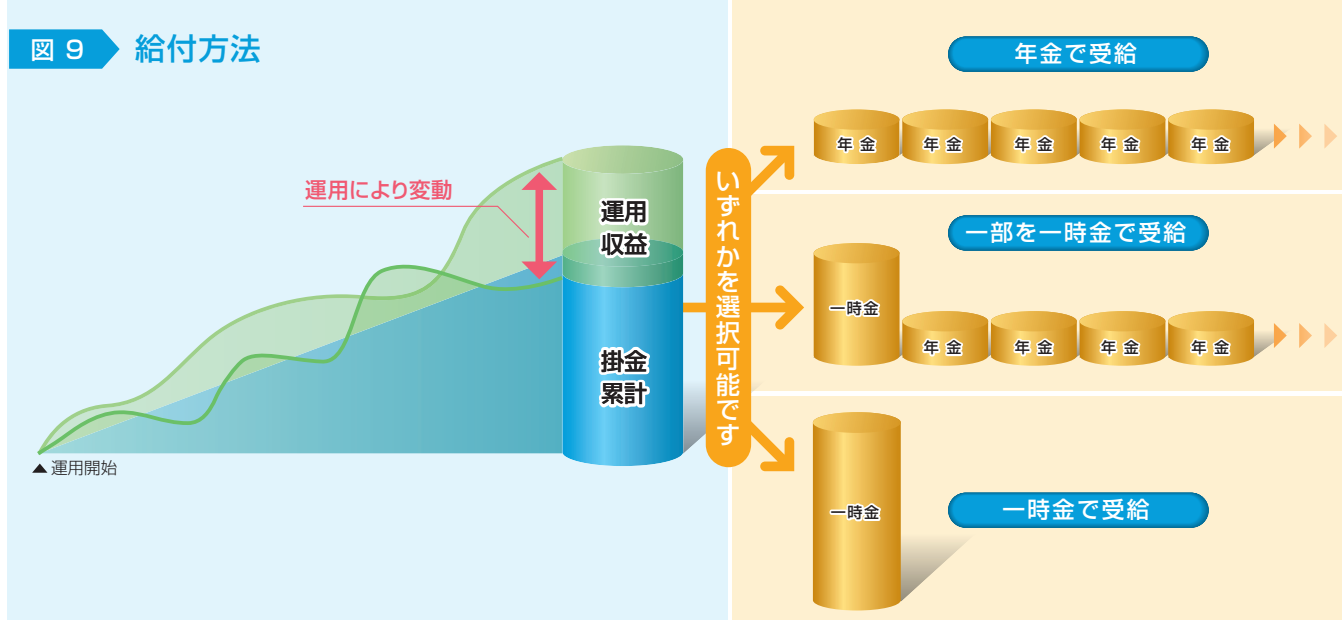
これら手数料の他、運用商品の解約や保有等に伴う費用がかかることがあります。

※手数料の詳細については「三井住友信託ライフガイド」でご確認ください。

### 1. 給付の種類と給付方法・給付要件など

- ▶ 給付の種類には「老齢給付」「障害給付」「死亡給付」の3つがあります。
- ▶ 給付方法は生活設計に合わせて選択が可能です。

	給付方法	給付要件など
老齢給付金	・年金：有期年金(5年以上20年以内) ・一時金(部分的に一時金選択も可能です)	・原則60歳から受給可能 ・75歳までに受給を開始
障害給付金	・老齢給付金の場合と同じ ただし、選択した受給期間に、年金受給開始月から60歳に達する月までの期間を加えた期間で受け取ることも可能です。	・一定の障害状態
死亡一時金	・一時金(遺族に対して)	・死亡時



**ポイント** 受給期間中も残高に対しては、原則として運用の指図を行います。残高がなくなると給付は終了します。

### 2. 老齢給付金の給付開始の時期

- ▶ 老齢給付金は、60歳以降75歳までの希望するときに運営管理機関に対して請求を行い、受給を開始します。

図10 老齢給付金の給付開始時期

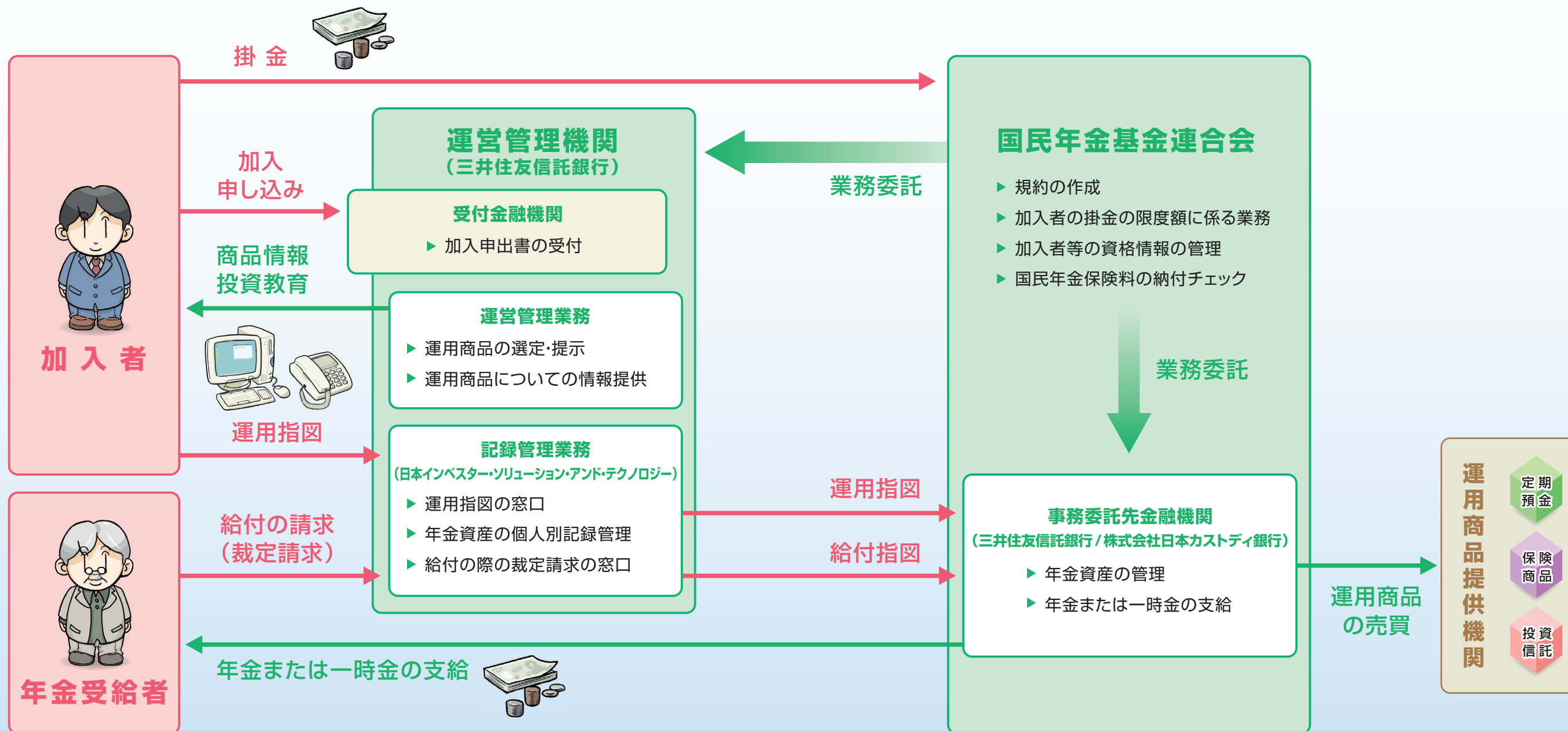
60歳に到達した時点で通算加入者等期間が10年以上であれば、60歳から老齢給付金を受け取ることが可能です。  
なお60歳に到達した時点で通算加入者等期間が10年に満たない方の給付開始の時期は期間に応じてそれぞれ下記のとおりです。



**用語解説** **通算加入者等期間**  
確定拠出年金(企業型および個人型)の加入者および運用指図者の期間(60歳到達日の前日の属する月以前の期間に限る)を合算した期間のことをいいます。他の制度の資産(確定給付企業年金の脱退一時金等)を移換した場合は、その制度の加入期間を通算できる場合があります。

**ポイント** 「公的年金の空白期間に対応して5年に分割して年金を受け取る」「住宅ローン一括返済のため一時金で受け取る」「70歳まで年金に頼らず仕事を続けたい」など、セカンドライフのニーズに合わせて給付の方法や給付時期を検討しましょう。

図 11 個人型確定拠出年金のしくみ —「拠出から給付」の流れと「サポート体制」—



(受給を開始せず、運用を継続する場合は運用指図者になります。)

用語解説

運用指図

確定拠出年金の掛金および個人別管理資産をどの運用商品でいくら運用するのか、運営管理機関に対して注文の連絡をすることをいいます。具体的には専用インターネットやコールセンターで手続きを行います。

裁定請求

年金を受給しようとする人が受給権を有するかどうか確認を行うことを「裁定」といいます。年金などの給付は年金受給者が「裁定請求」を運営管理機関に対して行うことによって開始されます。

制度に係る各機関が破綻した場合

確定拠出年金の資産は運営管理機関、事務委託先金融機関の財産とは分別され、信託法によって保全されます。勤務先や各機関の経営に万一のことがあっても加入者の資産として制度的に守られます。また、運用商品を提供する商品提供機関が破綻したときも、預金は預金保険制度、保険商品は保険契約者保護機構によって、一定の保護が図られます。投資信託についても、資産は投信会社ではなく信託銀行で分別管理されているため保護されます。

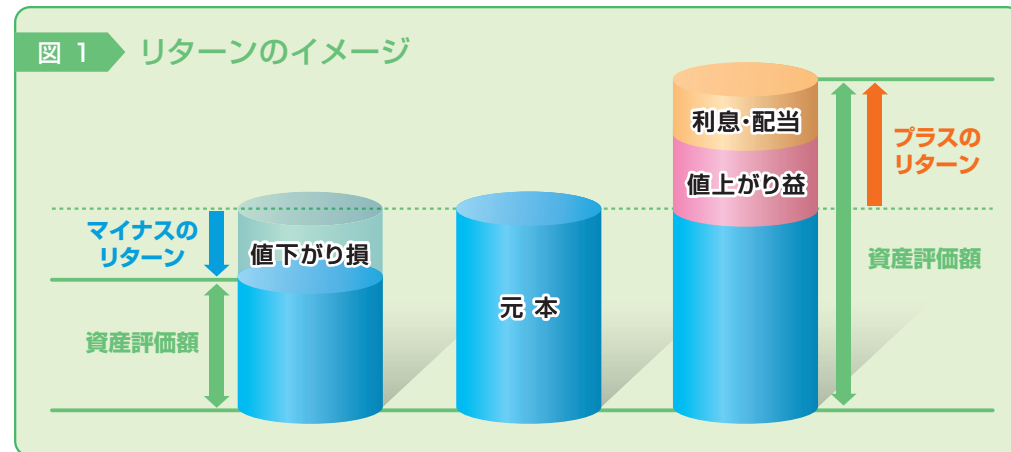
## II. 運用編

運用を行うにあたっての基本的な考え方やポイントについて見ていきましょう。

1. リターンとリスクについて	20
2. リスクをコントロールする方法	22
3. 運用のポイントと運用方法の決め方	26
4. 運用の見直し	28

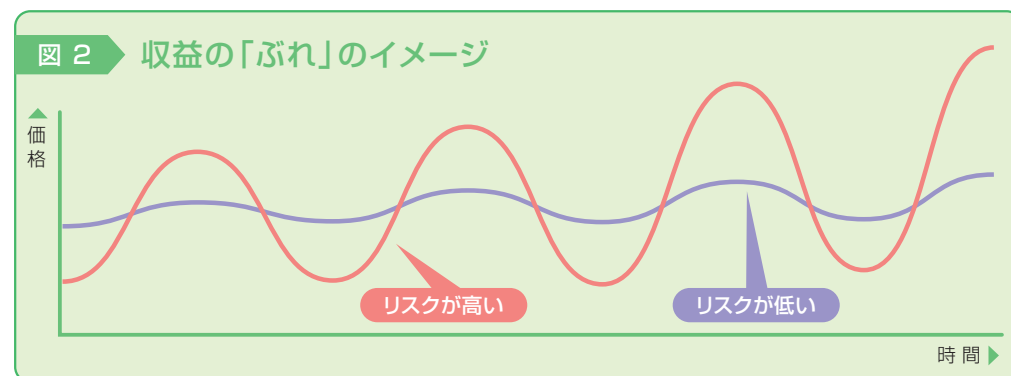
## 1. リターンとは

リターンとは、期待される収益のこと



## 2. リスクとは

リスクとは、金融商品の収益の「ぶれ」のこと



### 主なリスクの要因

#### 信用リスク

金融機関や企業が破綻して、元本の一部または全部が返済されないリスク

#### 金利変動リスク

金利が変動することで価格が変動するリスク

#### 価格変動リスク

景気や企業業績の変動などで価格が変動するリスク

#### 為替変動リスク

為替交換レートが変動することで為替差損益が発生するリスク

### その他のリスク：インフレリスク

継続的に物価が上昇する状態をインフレといいます。インフレにより相対的なお金の価値が下がることをインフレリスクといいます。

## 3. 主な資産の種類と「リターンとリスク」の関係

### 預金

預けたお金は金利が付いたうえで、将来返還されます。金利の水準は、景気や物価水準などに応じて決められます。

主なリスクの種類 信用リスク

### 債券

債券とは、国や会社などがお金が必要なときに投資家からお金を借りるために発行する証券のことです。国が発行する債券を「国債」、会社が発行する債券を「社債」といいます。投資家は、決まった金利を受け取り、あらかじめ決められた償還日に決まった金額で返済を受けます。

主なリスクの種類 金利変動リスク・信用リスク  
外貨建債券には為替変動リスクがあります。

### 株式

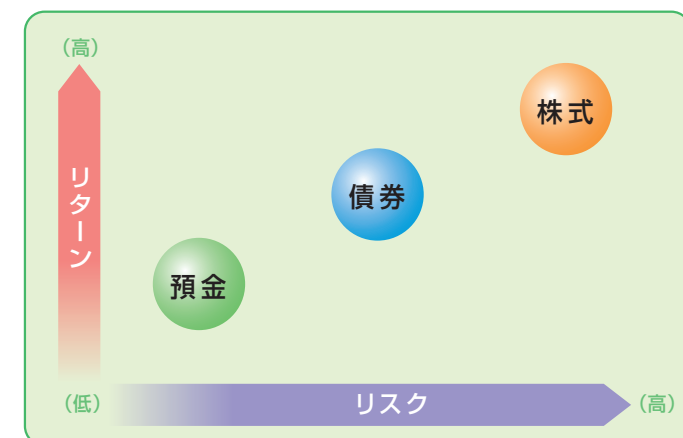
株式とは投資家から出資を募るために会社が発行する証券のことです。債券と大きく異なるのは、株式の配当金が確定したものではない点や、償還日がない点です。また株価は企業の業績や景気の変動などで決まるため、上下の変動幅も大きくなります。

主なリスクの種類 価格変動リスク・信用リスク  
外貨建株式には為替変動リスクがあります。

### 図3 リターンとリスクの関係イメージ

一般的にリターンの高い商品は、リスクも高い傾向にあります。このことをハイリスク・ハイリターンといいます。

一方、リスクの低い商品は、リターンが低くなる傾向があります。このことをローリスク・ローリターンといいます。



# 1. 分散投資

- ▶ 運用においてリスクをできるだけ小さくするには、1つの商品に絞るのではなく複数の商品を組み合わせる運用を行う必要があります。一方が値下がりした場合でも、もう一方が値上がりをしていれば相互に補完しあうことが期待できるためです。

西洋には昔から「卵をひとつのカゴに盛るな!」という格言があります。

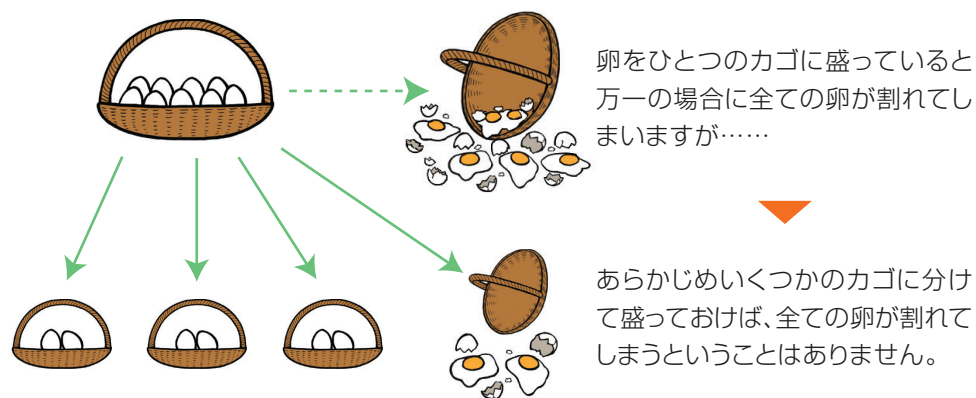
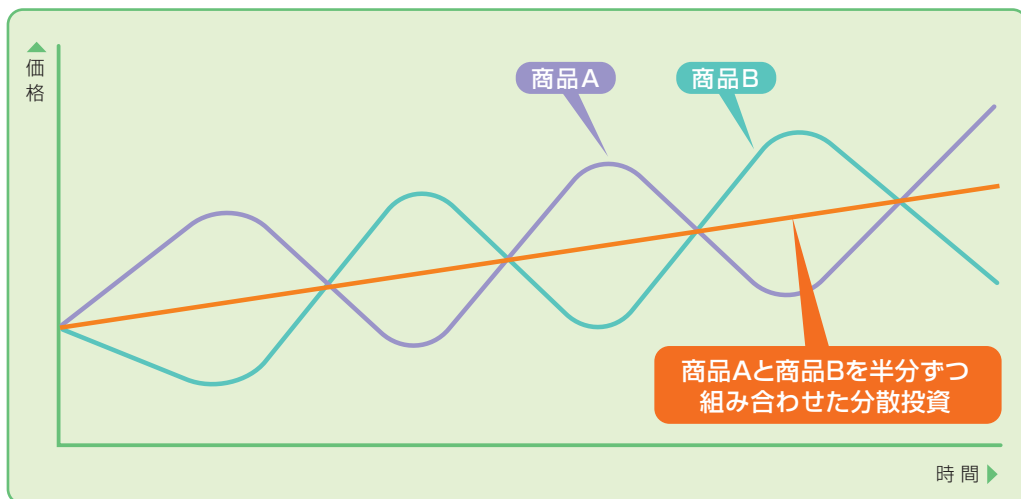


図4 分散投資の例(イメージ)

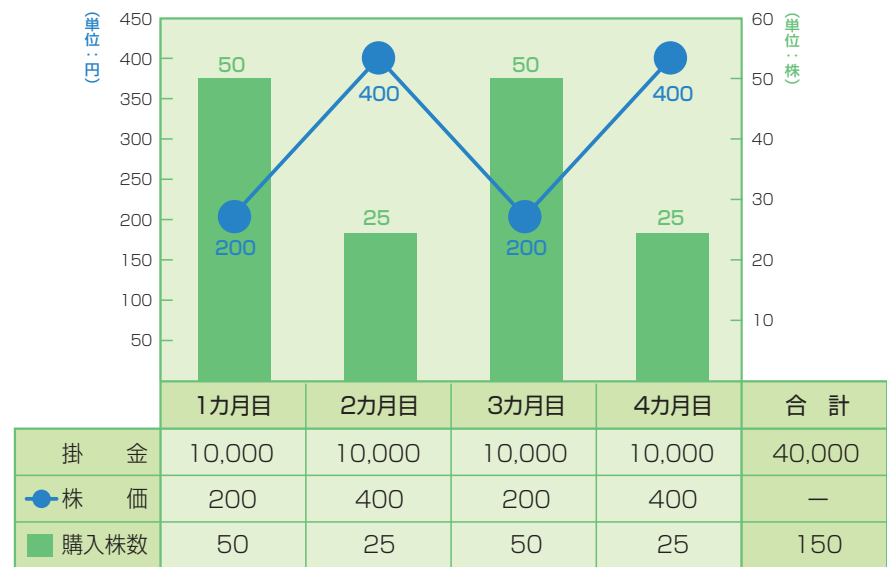


**ポイント** 同じ方向に値動きする商品を組み合わせるより、異なる値動きをする商品を組み合わせる方が、分散投資によるリスク低減効果は大きくなります。

# 2. タイミング分散

- ▶ 分散投資には対象を分散させるほか、商品の購入タイミングを分散する方法があります。効果的にタイミングを分散する手法として「ドルコスト平均法」があります。この方法は値動きのある商品に対し、一定の間隔で一定金額を積み立てる投資手法です。値段の高いときには少ない数量を、値段が安いときに多くの数量を買うことができ、投資期間での平均購入単価を平均株価より安く抑えることができます。

図5 ドルコスト平均法を活用して毎月1万円ずつ投資した場合



ドルコスト平均法では購入タイミングの分散によって購入単価を安く抑える効果が期待できます。

4カ月の平均株価 = 300円

4カ月の平均購入単価 = 約267円

購入単価低減

**ポイント** 確定拠出年金では掛金を定期的に拠出するため、購入タイミングの分散を図ることができます。



# 1. 運用に際しての3つのポイント

- ▶ 「リターンとリスクの関係」を理解し、商品を選択する
- ▶ 相場を追うのではなく、「分散投資」で安定運用を心掛ける
- ▶ 目先の値動きで一喜一憂せず、「長期投資」を心掛ける

# 2. 運用商品を選択するまでの3つのステップ

## ステップ1: リスク許容度の判定

- ▶ リターンとリスクのバランスを考慮して、ご自身がどの程度の運用を行うのかリスクの許容範囲を明確にしましょう。

### 例えば元本100万円を運用するとき

- |                         |               |
|-------------------------|---------------|
| ① 元本が105万円～100万円の間で変動する | 左記の例では        |
| ② 元本が115万円～95万円の間で変動する  | ① < ② < ③ の順で |
| ③ 元本が130万円～90万円の間で変動する  | ハイリスクの運用になります |

- ▶ ご自身の「リスク許容度」を考えるには、次の項目などを検討しましょう。

図8 リスク許容度の検討



## ステップ2: 資産配分の決定

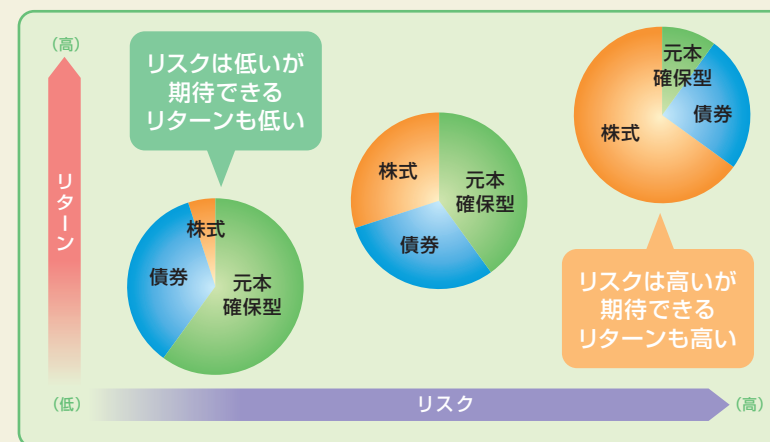
- ▶ 次に分散投資でリスクコントロールを検討します。各資産の категорияで配分を検討していきましょう。このプロセスのことを「資産配分」といいますが、長期投資においては運用成果の大部分が、資産配分によって決まるといわれています。

### 資産配分とは

元本確保型商品や債券および株式のような資産を、どのような割合で保有するかを決めることをいいます。

資産の配分割合によってリターンとリスクの程度が異なりますので、ご自身のリスク許容度に応じて配分を検討してください。

図9 資産配分の例



## ステップ3: 運用商品の選択

- ▶ 資産配分を参考にして、長期運用を前提とした個別運用商品の割合を決定しましょう。

確定拠出年金では法令上、運営管理機関が預金や保険商品など元本確保型商品を提示することが義務づけられています。

運用で値動きのある変動商品を選択したくない場合は、元本確保型商品をご選択ください。

※ただし、元本確保型商品であっても、運用商品の預替（スイッチング）を行うなど中途解約の取扱いの場合には、元本から一定の解約手数料が控除され、結果として元本を下回る場合があります。個別の運用商品の詳細説明については「III. 商品編」、「運用商品説明資料」等でご確認ください。

- ▶ インターネットでリスク許容度を判定し、参考となる資産配分を見ることができます。

## 1. 「PLAN」「DO」「SEE」を常に念頭に

- ▶ 大切な資産の運用が目標どおりかどうかチェックすることも大切です。

資産運用はライフプランや経済情勢の変化などに即して柔軟に対処していくべきものです。これは確定拠出年金の運用にもそのまま当てはまります。最初に資産配分を決め、運用がスタートすればそれで終わりというわけではありません。継続的に資産配分を見直し、より良い運用を目指すことが大切です。

そのためには自分や家族のライフプランとリスク許容度の変化と、その時々々の年金資産の運用状況を照らし合わせる必要があります。常に鋭敏なアンテナを張り巡らし、正確な情報を入手して資産配分を見直すよう心掛けてください。



## 2. 定期的に情報の収集を

- ▶ 「お取引状況のお知らせ」が年2回届きますので、資産運用状況や取引状況を確認いただくことができます。
- ▶ インターネット、コールセンターからも最新の運用状況を確認することができます。

また、確定拠出年金専用WEBサイト「三井住友信託ライフガイド」を利用して運用シミュレーションで資産配分モデルを確認いただくこともできますので活用ください。

三井住友信託ライフガイド

検索

## 3. 運用商品を変更するには

- ▶ 運用見直しの結果、必要に応じて運用商品を変更しましょう。
- ▶ 運用商品変更の手続きには「運用割合(配分指定)の変更」と「運用商品の預替(スイッチング)」の2つがあります。どちらもインターネット、コールセンターから手続きいただけます。

図9 運用割合(配分指定)の変更

「運用割合(配分指定)の変更」とは、掛金で購入する運用商品の配分割合を変更することです。将来にわたって拠出される掛金に反映されます。

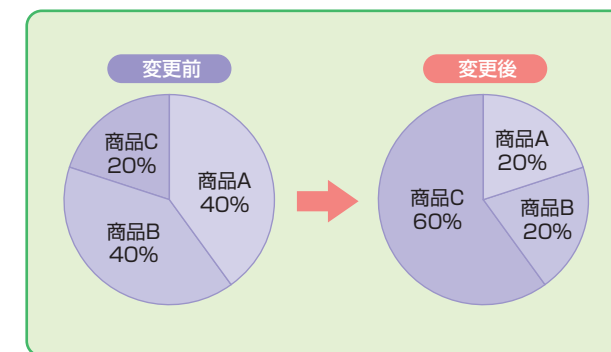
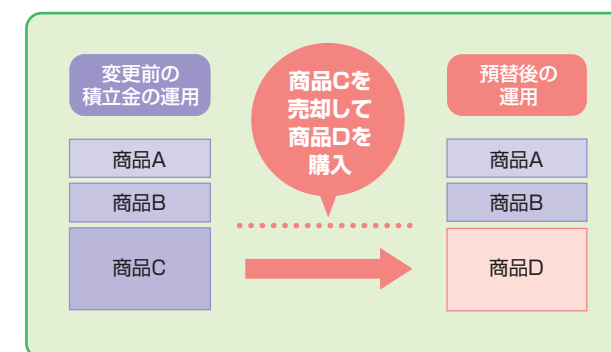


図10 運用商品の預替(スイッチング)

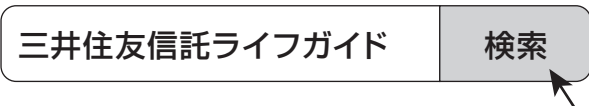
「運用商品の預替(スイッチング)」とは、すでに保有している運用商品を売却し、そのお金で別の商品を購入することです。運用商品によっては売却に際し、中途解約扱いとなる場合があります。



### ! ポイント

「運用割合(配分指定)の変更」「運用商品の預替(スイッチング)」のいずれの場合も、手続きを完了するまで一定期間を要しますのでご注意ください。

## 詳細なシミュレーションは、三井住友信託ライフガイドからご利用いただけます



※シミュレーションへアクセスするには「お勤め先のID (企業番号)」と「パスワード(契約番号)」が必要です。

### シミュレーション画面を開きます



「お勤め先の専用ページ」タブをクリックして、「お勤め先のID」と「パスワード」を入力します。「お勤め先の専用ページ」にログインしたら、「確定拠出年金」ボタンをクリックします。



DC運用シミュレーションの「シミュレーションへ」ボタンをクリックします。

### 質問に回答します

生年月日を入力した上で「リスク許容度診断を実施する」ボタンをクリックし、いくつかの質問に答えていきます。全ての質問に回答すると、診断結果が表示されます。

### 診断結果が表示されます



診断結果では、あなたのリスク許容度のランクや、モデルとなる資産配分、期待リターン、想定リスクなどを確認できます。

### さらに、詳細なシミュレーションも行えます



診断結果をもとに、掛金や移換金・制度移換金を入力し、任意に目標利率を選択して、拠出終了年齢到達時点における資産運用シミュレーションが行えます。資産運用シミュレーションでは、残高の見通しやぶれ幅の見込み、目標利率で運用した場合の残高の見通し、拠出金累計額などを確認できます。

## III. 商品編

確定拠出年金プランで提示される商品とその特徴について見ていきましょう。

1. 運用商品のカテゴリーマップ	32
2. 元本確保型の商品	定期預金 33
	積立傷害保険 34
	利率保証年金保険 35
3. 元本確保型でない商品	投資信託 36

※使用している画像はサンプルであり、内容についての整合性はありません。  
※この簡易版運用シミュレーションと質問数、質問内容、タイプ段階等が異なるため、ご回答によっては診断結果が異なる場合がありますのでご了承ください。  
今後、データ更新等により内容が変更となる場合があります。最新の情報は三井住友信託ライフガイドのDC運用シミュレーションでご確認ください。

図1 元本確保型 — 預入期間と利率イメージ

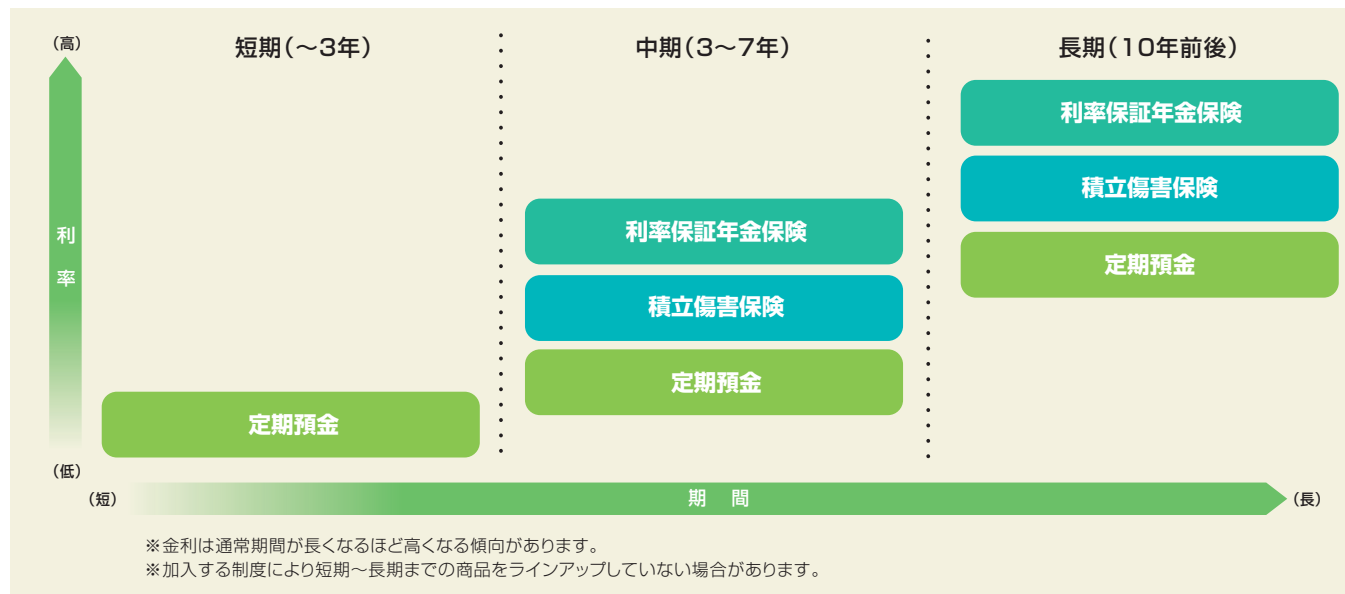
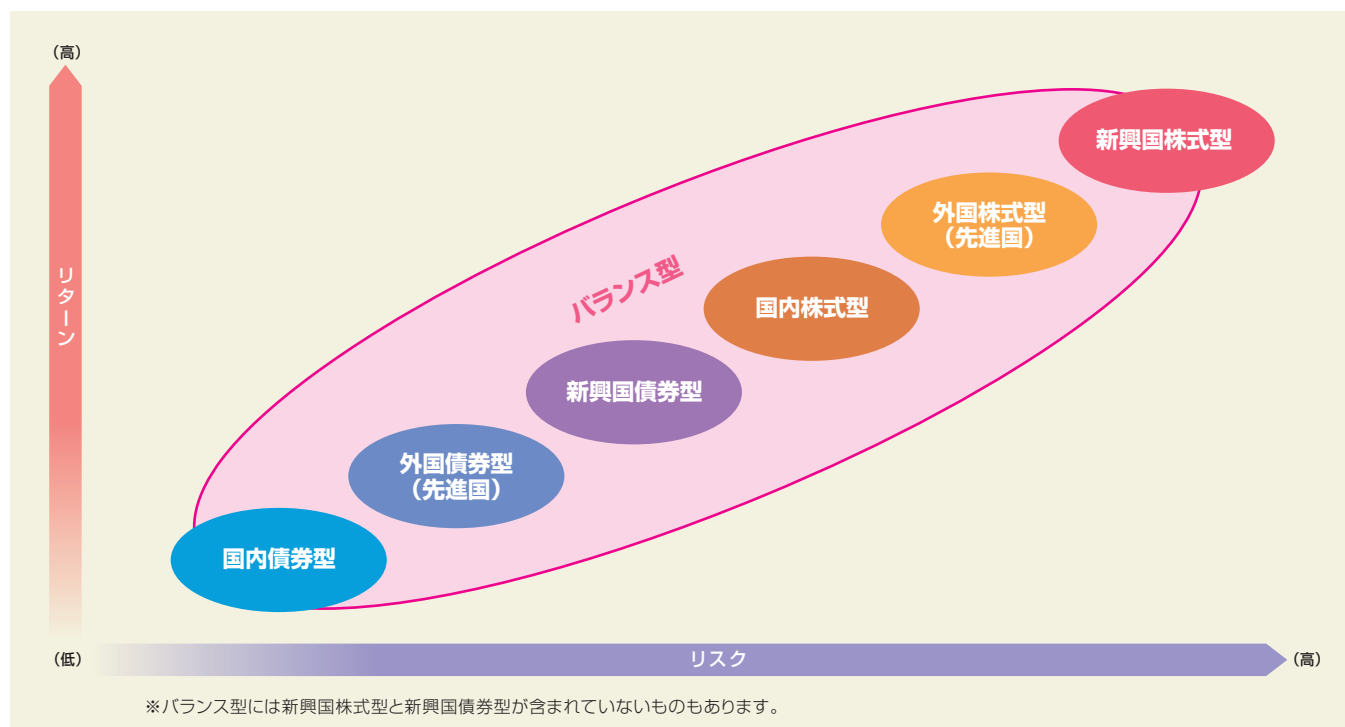


図2 投資信託 — リターンとリスクのイメージ



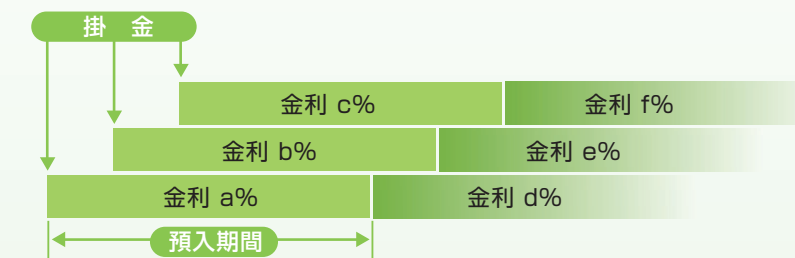
1. 定期預金

元本確保型

提供会社:	銀行など	主なリスク:	信用リスク
-------	------	--------	-------

- ▶ 特徴: 適用金利に基づき元本に対して利息が計算されます
- ▶ 金利の種類: 「固定金利型」と「変動金利型」があります
- ▶ 中途解約: 満期前利率または中途解約利率が適用されます (ただし、元本を下回ることはありません)
- ▶ 給付のタイプ: 分割取り崩し、一時金

図3 定期預金のイメージ



- ▶ 金融機関破綻時の取り扱い: 預金保険制度の対象

1金融機関ごとに預金保険制度対象商品について、1預金者あたり元本1,000万円とその利息まで(決済用預金の場合は全額)が保護されます。なお保護の順位は、加入者個人の預金(財形貯蓄含む)などが優先されます。

具体的な個別の運用商品の選択に際しては、「運用商品説明資料」等でご確認ください。

用語解説

分割取り崩し

年金資産を決められた期間内で分割して取り崩しながら、年金を受け取ることをいいます。残りの年金資産に対しては引き続き運用の指図を行います。

## 2. 積立傷害保険(損害保険商品)

元本確保型

提供会社: 損害保険会社    主なリスク: 信用リスク

- ▶ **特徴**: 保証利率に基づき満期返戻金が計算されます
- ▶ **中途解約**: 一定の解約控除が差し引かれる場合があり、それまでの保証利率を上回る解約控除額が差し引かれて元本を下回ることがあるタイプの商品と、商品提供会社により元本が保証されるタイプの商品があります
- ▶ **給付のタイプ**: 分割取り崩し、一時金

▶ **損害保険会社破綻時の取り扱い**: 損害保険契約者保護機構の対象  
 損害保険契約者保護機構により保険金、満期返戻金の一定水準は保護されますが、契約内容の変更などにより支給される保険金額は削減される可能性があります。

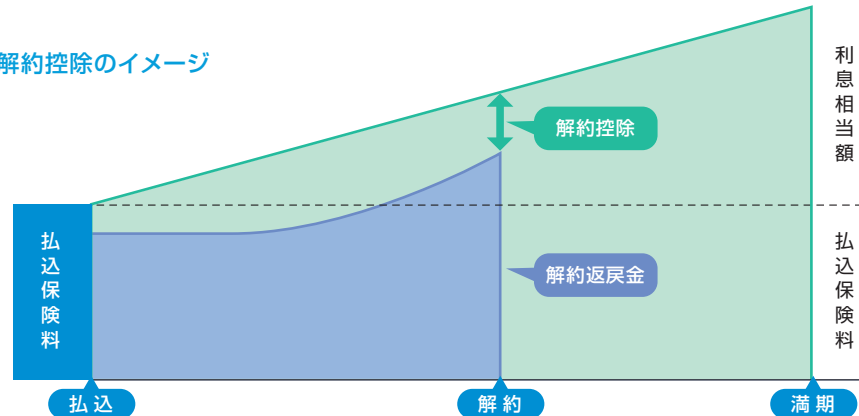
具体的な個別の運用商品の選択に際しては、「運用商品説明資料」等でご確認ください。

### 用語解説

#### 解約控除

保険契約を契約期間満了前に中途解約する際、積立金残高から控除される手数料です。解約控除額は運用資産の運用状況に応じて計算されるので、利息相当額を上回る解約控除額が適用される場合には、解約返戻金が払込元本を下回ることがあります。

#### ▶ 解約控除のイメージ



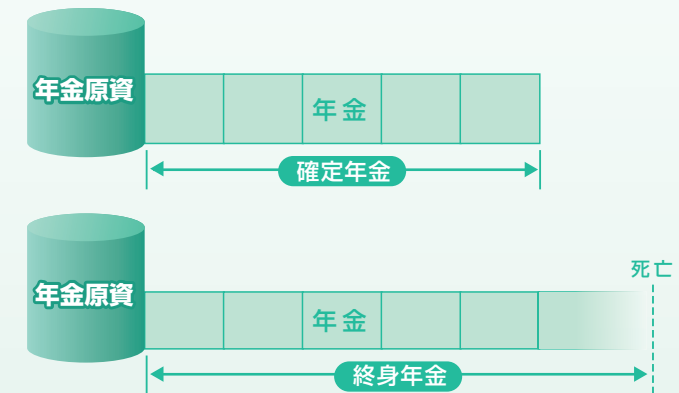
## 3. 利率保証年金保険(生命保険商品)

元本確保型

提供会社: 生命保険会社    主なリスク: 信用リスク

- ▶ **特徴**: 保証利率に基づき満期返戻金が計算されます
- ▶ **中途解約**: 一定の解約控除が差し引かれる場合があり、それまでの保証利率を上回る解約控除額が差し引かれる場合には、元本を下回ることがあります
- ▶ **給付のタイプ**: 年金商品コース、分割取り崩し、一時金  
 給付時に「年金商品コース」を選択し、年金受給額を確定することができます。

図4 年金商品コース



▶ **生命保険会社破綻時の取り扱い**: 生命保険契約者保護機構の対象  
 生命保険契約者保護機構により責任準備金の一定水準は保護されますが、契約内容の変更などにより支給される保険金額は削減される可能性があります。

具体的な個別の運用商品の選択に際しては、「運用商品説明資料」等でご確認ください。  
 ※制度により商品をラインアップしていない場合があります。

### 用語解説

#### 年金商品コース

年金資産残高の全部または一部を生命保険会社に払い込んで、生命保険会社の計算する年金(確定年金または終身年金)を受け取ることをいいます。支払われる年金額は生命保険会社が保証します。(給付開始後は運用指図を行うことはできません)

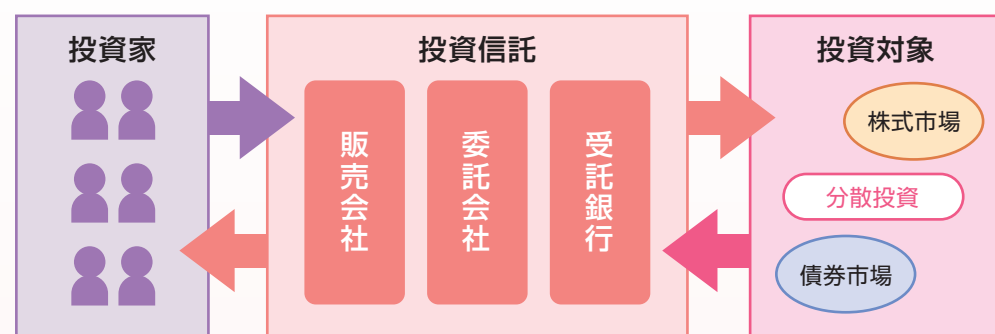
## 投資信託

元本確保なし

運用会社: 投資信託委託会社    主なリスク: 価格変動リスク

多くの投資家から集めた資金を1つにまとめて株式や債券など複数の銘柄や資産に分散投資しながら運用する商品です。

図5 投資信託のイメージ



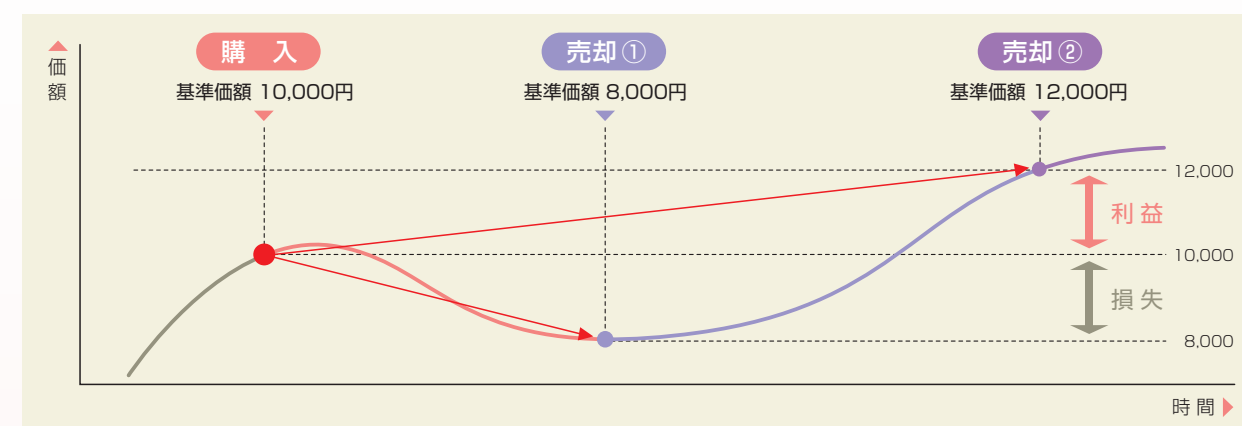
### 1. 投資信託の特徴

少額投資が可能	多くの投資家の資金をまとめて運用するので、少額資金から株式市場などへの投資が可能になる。
分散投資が可能	まとめた資金を複数の銘柄や資産に分散投資するのでリスク低減効果が期待できる。
運用の専門家が投資判断	専門家の高度な知識や運用手法を活用できるので、効率的な運用が期待できる。
豊富なバリエーション	投資対象や運用スタイルの異なる多くの商品があり、その中から自分の投資方針に合った商品の選択が可能である。
実績配当	分配金の額はあらかじめ固定ではなく、運用成果や運用方針に基づいて決められる。
価格変動型の商品	投資信託の「基準価額」は日々変動しており、購入時と売却時の価格差で「値上がり益」または「値下がり損失」が生じる。

### 2. 基準価額と売買損益

投資信託は価格の変動する株式や債券に投資しているため、投資信託の純資産総額も変動します。この純資産総額を毎日評価して、1口(または1万口あたり)の価額を公表していますが、これを基準価額といいます。基準価額は売買取引の際の計算の基礎となります。下図のように購入時と売却時の価額差で損益が確定します。

図6 投資信託の損益



▶ 給付のタイプ: 分割取り崩し、一時金

### 3. 投資信託の手数料または費用

申込手数料	購入時に投資信託の販売会社に払う手数料。確定拠出年金では不要。
信託報酬	委託会社、販売会社、受託銀行の業務に対してかかる費用。投資信託の保有期間中、日割り計算で日々信託財産から控除される。信託報酬率の表示は純資産総額に対する年率で表示。
信託財産留保額	信託期間の途中で換金する場合などに、運用の安定性および長期保有の投資家との公平性を確保するため、投資信託の信託財産に留保される資金。投資信託ごとに必要なものと不要なものがある。徴収のタイミングも投資信託ごとに決められるが、通常、購入時、売却時などに控除される。

### 4. 投資信託委託会社・受託銀行が破綻した場合

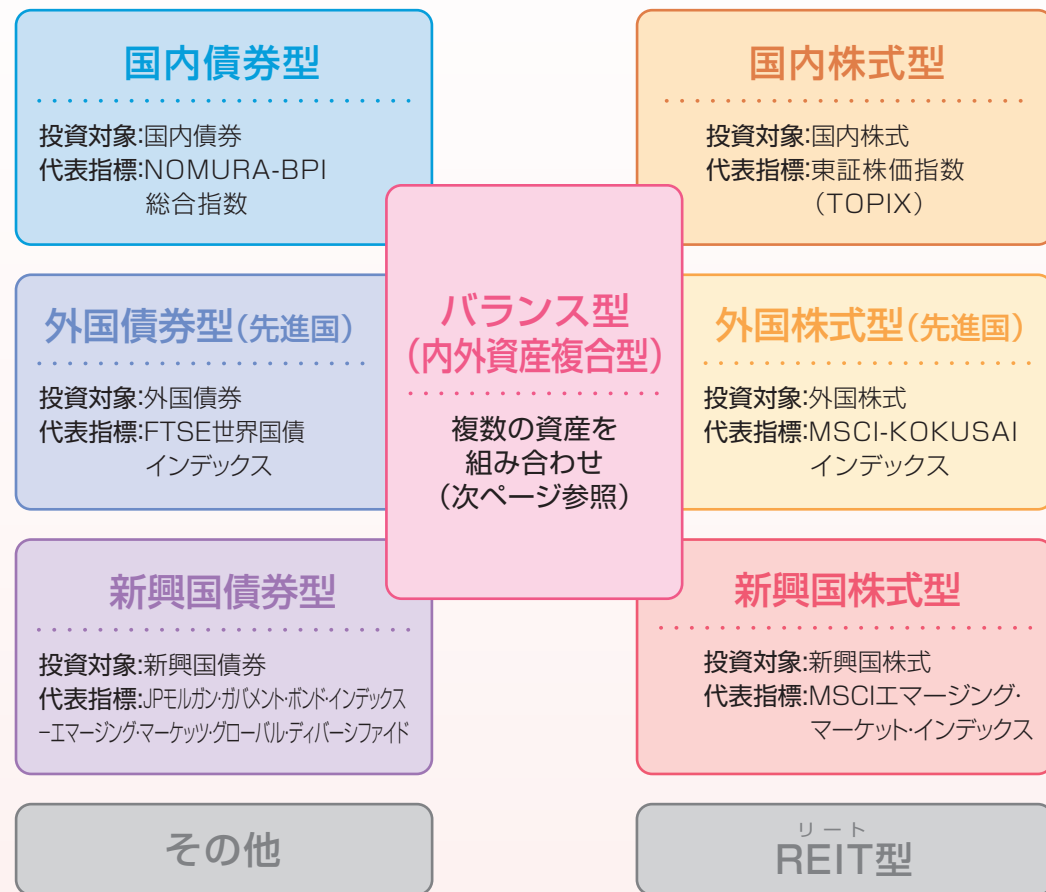
投資信託で運用している資金は、委託会社と受託銀行との間で締結された信託契約に基づき、「信託財産」として受託銀行によって管理されています。「信託財産」は受託銀行の名義になっていますが、受託銀行の固有財産からは分別管理されています。このため、たとえ投資信託を運営する各会社が破綻しても信託財産は法的に保護されています。

## 5. 投資信託の分類

5. 投資信託の分類

### 投資対象による分類

- ▶ 投資信託では、組み入れる資産(投資対象)によってさまざまなタイプがあり、投資対象ごとに値動きやリスク・リターンの特徴が異なります。
- ▶ 投資信託の評価は、市場の動きを表すベンチマーク(比較指標)と投資信託の運用成果を相対的に比較することにより行うことができます。各投資対象における代表的なベンチマークは以下のとおりです。



#### 用語解説

#### ベンチマーク

投資信託の運用を行ううえで目標とする基準のことをいいます。投資信託は投資対象ごとに各市場の指標をベンチマークとして設定し、相対比較で運用の評価を行っています。

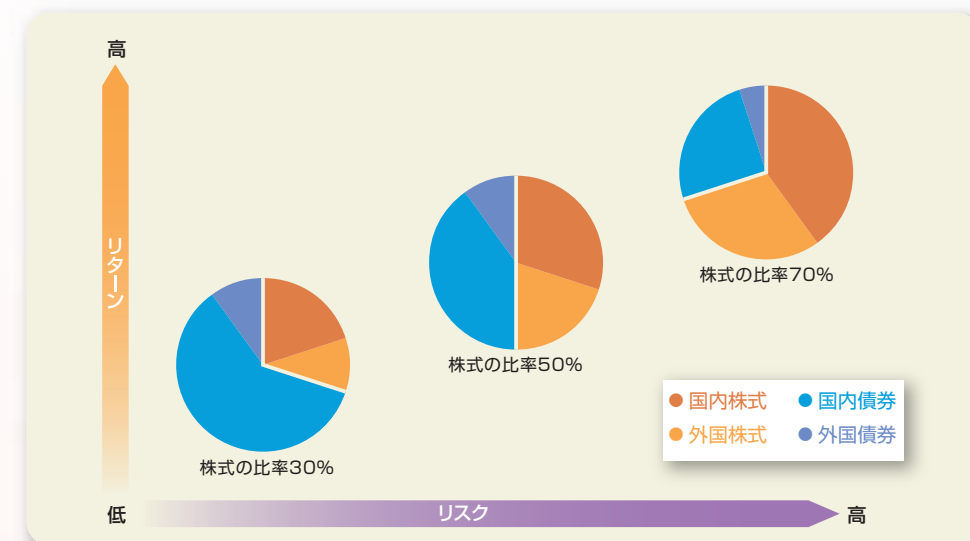
#### リバランス

市場変動で最適な資産配分から乖離した場合に、最適な資産配分に再調整すること。

### バランス型投資信託とは

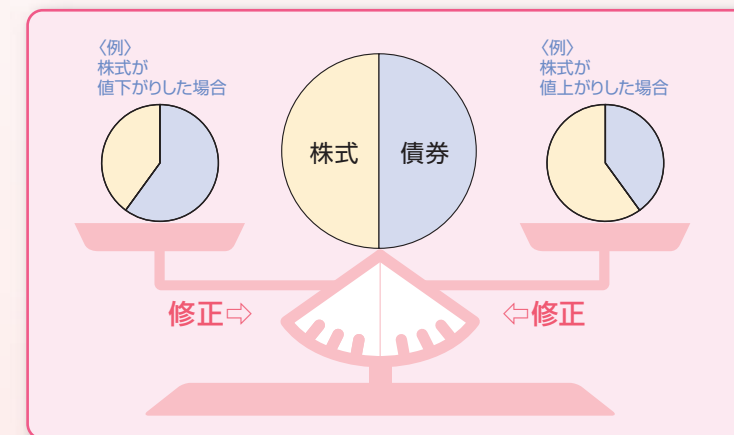
- ▶ バランス型投資信託とは、複数の資産にあらかじめ分散投資されている商品です。
- ▶ 資産配分(リターン・リスク)の異なる複数の商品が用意されており、ご自身のライフステージやリスク許容度に合った商品を選択することができます。

図7 バランス型投資信託のリターンとリスクのイメージ



#### ! ポイント

バランス型投資信託は、資産配分を一定に保つように運用を行っているため、ご自身の手でこまめに資産配分の調整を行う必要がありません。



- ▶ 運用を続けていると、運用商品の価格変動に伴い、当初の資産配分の割合と保有資産の割合が異なってくる場合があります。その結果、自分の許容範囲以上のリスクをとった資産配分となり、思った通りの運用ができなくなる可能性があります。そうならないように、保有資産の配分割合を、当初の資産配分に戻すこと(リバランス)が大切です。

5. 投資信託の分類

運用スタイルによる分類

	パッシブ運用	アクティブ運用
目的	ベンチマーク(比較指標)と連動。	ベンチマーク(比較指標)を上回る。
運用	おもにベンチマークの構成銘柄に投資し、ベンチマークに連動する運用を目指す。	アナリストの分析により、成長性のある会社や株価の割安な銘柄など独自の組み合わせにより中長期的にベンチマークを上回る運用成果を目指す。
手数料	アクティブ運用より低い水準で設定されることが多い。	パッシブ運用より高い水準で設定されることが多い。

図8 パッシブ運用とアクティブ運用のリスクの比較

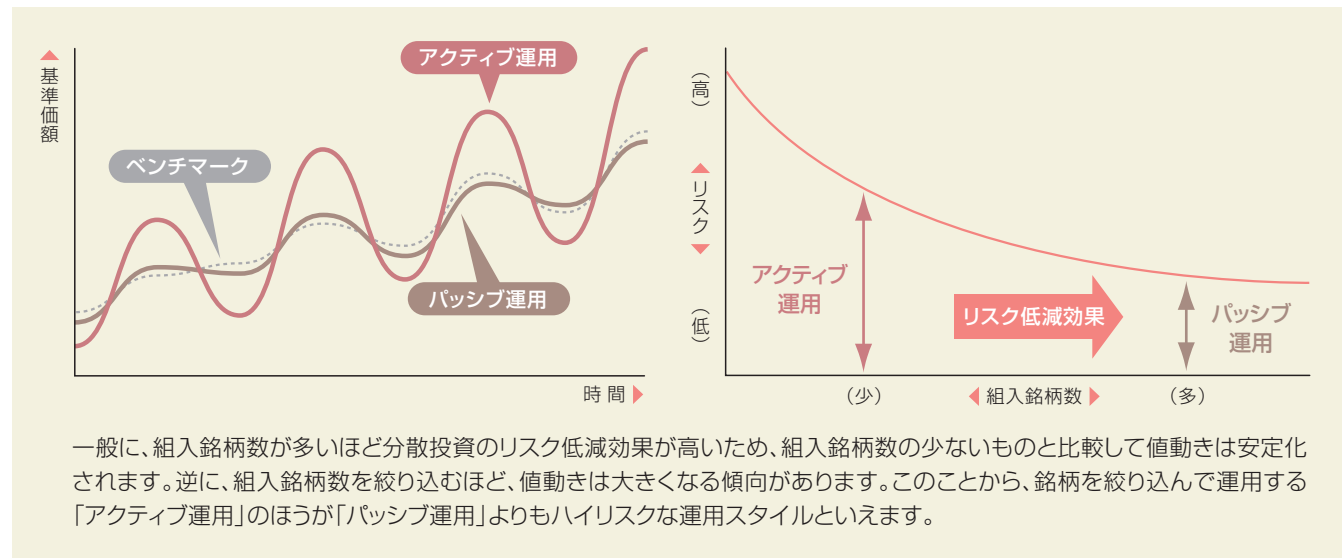
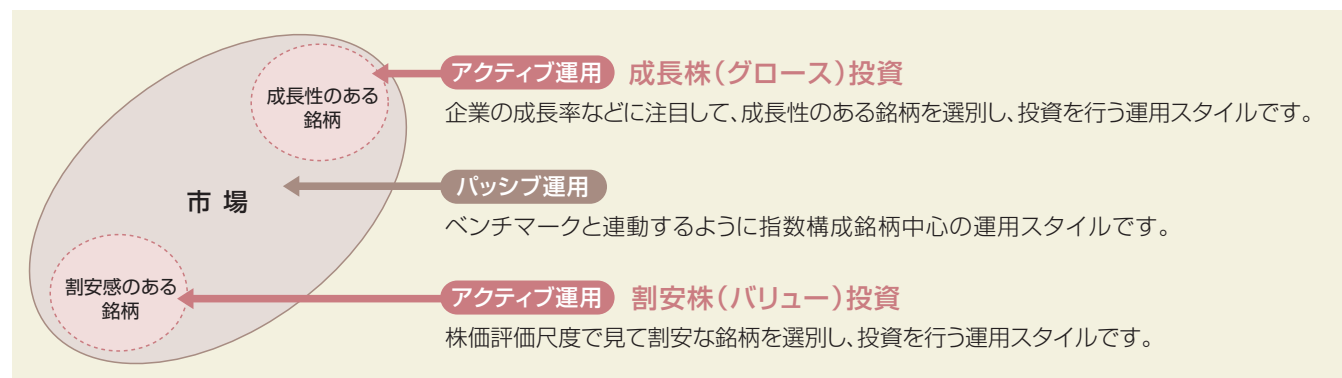


図9 株式の投資スタイルの例



# 補足資料

1. 用語集	42
2. 確定拠出年金における行為準則	46

## あ 行

## アクティブ運用

市場平均を上回る運用成果を目指してポートフォリオを構築しようという運用スタイルです。

## アセットアロケーション(資産配分)

「アセット」とは資産、「アロケーション」とは配分のことを意味します。つまり、アセットアロケーションとは、投資資金を複数の資産に配分して運用することをいいます。

## 一時所得

一時所得とは、営利を目的とする継続的行為から生じたものでも、労務や役務の対価でもなく、さらに資産の譲渡などによる対価でもない一時的な性質の所得をいいます。一時所得は、次のように計算します。(収入金額－収入を得るために支出した費用－特別控除額(最高50万円)＝一時所得の金額)

## インデックス

市場の動向を知るために活用される指標のことをいいます。インデックスは、市場の全銘柄を対象として計算されるものや、市場の代表銘柄を対象として計算されるものなど、様々な方法で計算されます。

## インフレーション

物価水準が継続的に上昇することをいいます。結果として流通している通貨の国内における価値が下落することになります。

## 運営管理機関

事業主の委託を受けて、運営管理業務を行う機関を指します。運営管理業務は「記録関連業務」「運用関連業務」の2つからなります。

## 運用関連運営管理機関

運用商品の選定・加入者等(加入者および運用指図者)への提示、運用商品に関する情報の提供など運用関連業務を行う運営管理機関を運用関連運営管理機関といます。

## 運用指図

確定拠出年金の掛金および個人別管理資産をどの運用商品でいくら運用するのか、運営管理機関に対して注文の連絡をすることをいいます。具体的には専用インターネットやコールセンターで手続きを行います。

## 運用指図者

拠出がない状態でこれまで積み立ててきた自分自身の個人別管理資産について運用の指図のみを行う者のことをいいます。

## 運用商品の預替(スイッチング)

加入者等(加入者および運用指図者)が、運用中の資産について、これまで運用してきた商品の一部または全部を売却し、他の運用商品に預け替えること。

## 運用割合(配分指定)の変更

加入者が、各運用商品に対する掛金の配分割合を変更すること。

## MSCI KOKUSAIインデックス

MSCI(モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル)が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要国で構成されています。

## か 行

## 解約控除

保険契約を期間満了前に解約した際、それまでの積立金残高から控除される手数料のことをいいます。解約控除額は運用資産の運用状況などに応じて計算されます。

## 格付

債券について、元利金支払の安全性を利害関係のない第三者(格付機関)が判定し、アルファベットなどの簡単な記号により表示したもので、債券発行体の信用度を示す指標です。

## 確定拠出年金

拠出額があらかじめ決まっています。将来受取る年金や一時金などの受給額が個人ごとの年金資産の運用実績に応じて変動する年金です。年金資産の運用は加入者等(加入者および運用指図者)が自己の責任で行います。

## 確定年金

年金受給権者の生死にかかわらず決められた期間、本人または遺族に支払う年金を確定年金といます。

## 掛金

確定拠出年金制度においては、積立てる拠出金のことをいいます。企業型確定拠出年金では事業主が拠出します。企業型年金規約の規定に従い加入者も併せて拠出することができる制度もあります。個人型確定拠出年金は加入者が拠出します。

## 加入者

企業型確定拠出年金においては、事業主(企業型年金規約で加入者の拠出を定めた場合は事業主及び加入者)から掛金が拠出され、その運用の指図を行う者のことをいいます。個人型確定拠出年金においては、加入者自身が掛金を拠出し、その運用の指図を行います。

## 元本確保型商品

法律によって一定の元本が確保されている商品です。

## 基準価額

投資信託の受益権1口あたりの時価(純資産価値)を示す価額です。一般的に10,000口あたりの価額が表示されます。

## 拠出限度額

確定拠出年金では、会社または個人が拠出することができる掛金の上限額が決められており、これを拠出限度額といます。企業型確定拠出年金で、企業の拠出に併せて個人が拠出する場合は、その合計額に対して拠出限度額が適用されます。

## 記録関連運営管理機関(レコード・キーパー)

記録関連業務を行う運営管理機関を記録関連運営管理機関といます。レコード・キーパーとは個人別管理資産額などの情報(レ

コード)を記録・保存(キープ)することに由来します。

## グロース型投資

企業のEPS(1株当たり利益)の成長率やROE(株主資本利益率)などに注目して、成長性のある銘柄を選別し、投資を行う運用スタイルです。成長株投資とも呼ばれます。

## 厚生年金

会社員や公務員などを対象に、基礎年金の上乗せとして報酬比例の年金を支給する公的年金制度です。

## 公的年金等控除

公的年金などによる収入には雑所得として所得税・住民税が課されます。その雑所得を算出する際、年金の収入金額からその収入金額などに応じて計算された金額を公的年金等控除として差し引くことができます。

## 国民年金(基礎年金)

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者が、原則全員加入する公的年金制度を国民年金制度といい、どの公的年金制度に加入しても共通で支給される年金を基礎年金といます。

## 国民年金基金連合会

全国の各国民年金基金が共同で設立する連合体としての特別法人であり、確定拠出年金においては、個人型確定拠出年金の運営主体としての役割を担います。自らは、年金規約の作成や加入資格の確認、拠出限度額の管理といった業務を行います。

## 個人別管理資産

確定拠出年金制度において、「個人別管理資産」とは、加入者等(加入者および運用指図者)に支給する給付に充当するべきものとして積み立てられている資産を指し、これは、個人別に記録管理されています。

## 個人別管理資産額

個々の運用商品の残高の合計から手数料、報酬など運用商品の解約や変更に必要な費用を控除した額をいいます。

## 固定金利

金融機関に預け入れたときの金利が、満期まで固定されている金利のことをいいます。

## さ 行

## 資産管理機関

加入者等の年金資産を、企業の財産から分別して管理し、受給者に年金または一時金の支払いを行う機関です。

## JIS&amp;T(日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー)

国内の大手金融機関が中心となって平成11年8月に設立された、確定拠出年金における記録関連業務を行う会社です。三井住友信託銀行では、記録関連業務をJIS&Tに委託しています。

## 指定運用方法

確定拠出年金の運用においては運用商品を選択し運用することが重要ですが、やむをえず運用商品を選択しない加入者が一定

期間経過後から運用を行うための運用商品のことを指定運用方法といます。

## 死亡一時金

確定拠出年金での給付形態のひとつで、加入者または運用指図者が死亡した場合に、遺族に対して支給される一時金であり、年金として受取ることはできません。

## 終身年金

年金の支払いが、年金受給権者の生存を条件とする年金を終身年金といます。

## 受給権

企業年金制度では、年金・一時金の支給を受ける権利を受給権といます。

## 受託者責任

年金制度の運営や年金資産の管理に携わる人(受託者)が果たすべき責任のことをいいます。確定拠出年金制度における受託者とは、企業型確定拠出年金であれば、具体的には事業主、運営管理機関、資産管理機関といった関係者を指します。

## 障害給付金

確定拠出年金の給付形態のひとつで、75歳到達前に病気や事故により高度障害者(国民年金法に定められる1級または2級の状態)として認められた場合に請求することができる給付金です。

## 信託期間

投資信託がスタートする日(設定日)から終了する日(償還日)までの運用期間のことをいいます。

## 信託財産留保額

投資信託を解約などする際に投資家から一定金額を徴収し、その資金を信託財産内に留保しておくのが信託財産留保額です。解約による有価証券の売買が運用実績に影響を及ぼすことがあるために、ファンドを保有する他の投資家がこの影響を受けることを防ぐ目的で一部のファンドで設定されています。

## 信託報酬

投資信託において日常の運用業務・管理業務の対価として投資信託委託会社、受託銀行、販売会社に支払われる費用を信託報酬といます。個別のファンドごとにそれぞれ報酬率は異なり、純資産総額に対する年率で記載されます。実際の手続きは日割り計算で日々信託財産から差し引かれます。

## 信用リスク

デフォルト(=債務不履行)とは、債券の利払いや元金の償還が契約どおり履行できない状態になることです。信用リスクとはこの「デフォルト」に陥る危険性を意味しています。一般的に信用リスクが大きい債券ほど、その利回りは高くなります。通常、信用リスクを判断する指標としては格付会社が提供する格付が利用されます。統計的にも一般に格付の高い債券ほどデフォルトするリスクは小さくなっています。

## た 行

## 退職所得控除

税制上、退職所得とみなされる所得には、退職手当や、確定給付企業年金の一時金などがあります。確定拠出年金における老齢給付金にかかる一時金についても、退職所得とみなされます。退職所得は、所得税、住民税の課税対象となる金額を計算する際、勤続年数に応じて計算された金額を控除することができ、これを退職所得控除といいます。

## 脱退一時金

確定拠出年金の加入者など(加入者および運用指図者)が資格喪失した場合に、一定の条件を満たしていれば受け取ることができる一時金です。脱退一時金は一時所得として課税されます。

## 通算加入者等期間

確定拠出年金(企業型および個人型)の加入者および運用指図者の期間(60歳到達日の前日の属する月以前の期間に限る)を合算した期間のことをいいます。他の制度の資産(確定給付企業年金の脱退一時金等)を移換した場合は、その制度の加入期間を通算できる場合があります。

## 東証株価指数(TOPIX)

日本国内の株式市場の動向を的確に表すために、東京証券取引所が公表する株式指数で、東京証券取引所に上場されている株式のうち、東京証券取引所が定める基準を満たす株式の時価総額を加重平均し、指数化したものです。TOPIXは、東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は東京証券取引所が有しています。

## 特別法人税

事業主が掛金を拠出している企業年金の積立金に対して課税される法人税法上の税金で、確定拠出年金の積立金(企業型、個人型を問いません)に対しても課税されます。経済界などからの撤廃要望があり、現在は課税が凍結されています。

## トップダウン・アプローチ

経済成長率・物価・金利・為替動向などのマクロ経済や、個別銘柄の財務属性(ファクター)などの分析・予測によって国別配分や資産配分、業種配分などを決定していくことによりポートフォリオを構築するというアプローチです。

## ドルコスト平均法

投資金額を一定にして継続的に同一の商品に投資する手法です。金額が一定ですから、投資時点で価格が低ければ多くの数量(口数)を購入し、逆に価格が高いときには少ない数量(口数)を購入することになります。購入タイミングを図ろうとせず、一定間隔で同じ金額を投資することで平均の購入単価が安く抑えられるという効果が働きます。

## な 行

## 日経平均株価(日経225、日経平均)

日経平均株価とは東京証券取引所プライム市場上場銘柄のうち、日本経済新聞社が一定の基準で選択した225銘柄を対象に算出された単純平均株価のことです。そのため「日経225」とも呼ばれています。

【計算方法】

$$\text{日経平均株価} = \frac{\text{対象となる225銘柄の株価合計} ※1}{\text{除数} ※2}$$

※1 株価は50円額面に換算して合計します。

※2 除数は、指標の連続性を保つため、権利落ち、増減資、銘柄追加、削除などの場合に修正されます。日本の株式市場の株価水準を表す代表的な指標ですが、対象が225銘柄に限られているため、その銘柄の動きに左右される点や、なかでも発行株式数が少なく株価の高い銘柄の動きの影響を受けやすい点などに注意する必要があります。

## 年金規約

確定拠出年金において、年金制度の運営にあたり必要となる事項を定めたものです。企業型確定拠出年金においては、事業主が従業員などとの「労使合意」の内容に基づいて企業型年金規約を作成し、個人型確定拠出年金においては、国民年金基金連合会が個人型年金規約を作成します。

## NOMURA-BPI総合指数

野村證券(株)が公表しているわが国の代表的な債券指数で、国債、地方債、政府保証債、金融債、事業債、円建外債で構成されています。

## は 行

## バッシブ運用

ベンチマーク収益率並の運用成果を目指す運用スタイルです。

## バリュー型投資

PER(株価収益率)やPBR(株価純資産倍率)などの株価評価尺度で見て割安な銘柄を選別し、投資を行う運用スタイルです。割安株投資とも呼ばれます。

## ファミリーファンド方式

投資家が購入した投資信託(このファンドのことをベビーファンドと呼びます)では原則、市場から直接有価証券を買い付けて運用することをせず、別に設定した投資信託(これをマザーファンドと呼びます)の受益証券を組み入れ、実際の運用はこのマザーファンドで運用する運営形態のことです。

## 複利

一定期間ごとに支払われる利息を元金に含め、これを新しい元金として利息を計算することをいいます。

## FTSE世界国債インデックス

世界主要国の国債の総合利回りを各市場の時価総額で加重平均した代表的な債券インデックスです。

## ベンチマーク

ファンドの運用を行ううえで目標とする基準のことをいいます。一般にファンドの運用対象マーケットのインデックス(東証株価指数、MSCI KOKUSAIインデックスなど)がベンチマークとなることが多くなっています。

## 変動金利

金融機関に預け入れたときの金利が、満期までの間、金利情勢によって変動する金利のことをいいます。

## 保険契約者保護機構

保険会社の破綻に備える保険金支払い補償のための組織として、保険業法に基づき1998年12月に生命保険会社と損害保険会社がそれぞれ「生命保険契約者保護機構」「損害保険契約者保護機構」を設立しました。経営破綻の際には、救済保険会社または保護機構に契約が移転されます。

## ポータビリティ

ポータビリティとは「携帯性」という意味であり、年金制度においては、離転職時に、これまで加入していた制度の年金資産を離転職先の年金制度に持ち運びできることをいいます。確定拠出年金制度では、常に年金資産などの情報が個人別に管理・把握されています。従って離転職の際にも、離転職先の企業型確定拠出年金、あるいは個人型確定拠出年金に年金資産の移換を容易に行うことができます。雇用の流動化が進みつつある現在においては、ポータビリティに優れていることが確定拠出年金のメリットのひとつといわれています。

## ポートフォリオ

ファンドを構成する運用対象銘柄の組み合わせをポートフォリオといいます。

## ボトムアップ・アプローチ

ファンドマネージャーやアナリストの個別企業の調査や分析に基づいた投資対象銘柄の比較検討を通じて、より魅力的な銘柄を選定し、個別銘柄の積み上げを行うことによりポートフォリオを構築するというアプローチです。

## ま 行

## 未指図資産

運用商品を選択していない状態の場合の掛金合計のことを未指図資産といいます。

## 申込手数料

投資信託を購入する際に、投資家が販売会社に対して支払う手数料のことをいいます。

## や 行

## 預金保険制度

金融機関が破綻し、預金などの払い戻しができなくなった場合などに預金者を保護する制度です。1金融機関ごとに預金保険制度対象商品について、1預金者あたり元本1,000万円とその利息まで(決済用預金の場合は全額)が保護されます。なお、保護の順位は、加入者個人の預金(財形貯蓄を含む)などが優先されます。

## 401(k)プラン

米国の確定拠出年金制度のうち、内国歳入法第401条(k)項を根拠とする税制適格の年金制度です。日本の確定拠出年金は、この401(k)プランを参考にしていることから、「日本版401(k)」とも呼ばれることがあります。

## ら 行

## リスク許容度

投資家が許容できるリスクの度合いのことです。リスク許容度の高い投資家はハイリターンを追求した運用ができるといわれています。運用の目的や資金の性格と照らし合わせて、どの程度までのリスクを容認できるのかを熟慮し、商品を選ぶことが重要です。

## リバランス

資産配分を行う際に、相場の変動などにより変化した配分の比率を調整すること。値上がりした資産の一部を売却したり、値下がりした資産の一部を買い増しすることによって配分調整を行います。

## 老齢基礎年金

基礎年金(国民年金)に加入して原則10年の受給資格期間を満たした人が、65歳になったときに受取ることができる年金です。

## 老齢給付金

確定拠出年金での給付形態のひとつで、原則60歳に達した場合に受取ることができる給付金です。

## 老齢厚生年金

厚生年金に加入していた人が受給できる年金で、国民年金の老齢基礎年金に上乗せされるものです。老齢基礎年金を受給できる人で、1カ月以上厚生年金に加入していた人は原則として65歳から受給できます。





**ご相談は運営管理機関(三井住友信託銀行)が運営する  
専用コールセンターやインターネットサービスへお問い合わせください。**

運営管理機関



Copyright © Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited. All rights reserved

本書の一部あるいは全部を無断で複写・複製することは、法律で認められた場合を除き、著作権の侵害になります。